

令和 8 年 8 月 東御市教育委員会 定例会会議録

1 日 時

令和 8 年（2026 年）8 月 26 日（水）午後 9 時から午前 10 時 30 分まで

2 場 所

中央公民館 学習室 5

3 議 題

（１）協議（審議・検討）

議案第 44 号 補正予算について

議案第 45 号 東御市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び東御市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 46 号 令和 9 年度教育委員会事務局の組織及び分掌事務の改正について

議案第 47 号 令和 7 年度教育委員会評価について

（２）重点取り組み

ア 不登校対応について

イ いじめについて

（３）報告

ア 教育課

（ア）令和 9 年度「特色ある教育を支援する教員配置事業」の応募について

（イ）令和 7 年度学校給食費の納入状況について

（ウ）プールの現状について

（エ）国道 18 号田中横断歩道橋の事故について

（オ）東御市部活動地域移行検討委員会設置要綱の一部改正について

イ 保育課

（ア）公立保育所の副食費改定の検討状況について

ウ 地域づくり支援課

（ア）夏休みジュニア・チャレンジ講座の実施結果について

4 出席者

○教育長 山 口 千 春

○教育委員

教育長職務代理者 小 林 経 明

委員 五十嵐 英 美

委員 小林利佳

委員 富岡 志津子

委員 岡田佳澄

○その他

岩下教育次長、土屋教育課長、春原保育課長、中山地域づくり支援課長

小林学校教育係長、所学校施設係長、大塚保育係長

塚田指導主事、宮下指導主事、田中指導主事

岡村学校教育係主任、原澤公民館長

会議録

岩下教育次長

本日は、8月度定例教育委員会です。それでは、教育長から開会宣告をお願いします。

山口教育長

それでは、8月度定例教育委員会を始めます。

岩下教育次長

続きまして、教育長あいさつをお願いします。

山口教育長

本日はお集まりいただきありがとうございます。

8月15日には平和祈念式と二十歳を祝う会にご参加いただきありがとうございました。小中学校では、夏休みが明け、8月24日から2学期がスタートしました。今年もまさに猛暑の夏・夏休みでした。

7月10日に柵津小学校6年1組で行われた「学校陶芸教室」を初めて参観しました。講師は、べとの会の長谷屋さんと鈴木さんで、火のアートフェスティバルで焼成していただく鉛筆立てを作ります。講師の方の作り方の説明をしっかりと聞いている姿や制作が始まると和やかな雰囲気の中にも一人一人の思いのこもったデザインを工夫しながら作っていく姿がありました。事前にワークシートが用意され、そこに子どもなりのデザイン画が描かれています。埴輪のように立体的になっているものや、猫やネズミなどの動物のキャラクター的なものまで、一つ一つに個性が出ていて、このデザイン画を見るだけでも楽しいものがありました。わからないところを講師の方や文化・スポーツ振興課の職員に進んで聞く姿もありました。保育園で壁掛けを作ったことを覚えている子どもたちも多く、べとの会の方たちのことも覚えているようで、なるほどと納得しました。この参観に触発されて、7月31日に北御牧中学校の美術部の生徒とマイマグカップを制作できました。仕上がりが楽しみです。この取組には、小学校は6年生（和小学校のみ4年生）、中学校は、東部中学校が特別支援学級の生徒と上田支援学校の生徒も含め15名、北御牧中学校が美術部16名、幼稚園・保育園は年長児が参加しています。

7月27日に新任教職員人権同和教育現地研修が行われました。東御市の小中学校へ異動してきて、1、2年目の先生、校長・教頭先生が対象の研修です。現場へ行って「本物に触れる」、「実物から学ぶ」この研修は、参加者の心に響き、自分事に近づく研修だと感じています。

8月3日にパラスポーツ職員研修が田中小学校で行われました。3年目となるこの研修

には小中学校の先生方だけでなく外部からの参加もありました。令和6年度から全小中学校で実施されている学びの先生向けの研修です。講師は上原大祐さんで、「多様性は可能性」と題しての講話と車いす体験でした。講話ではいくつも心に刺さる言葉がありました。特に「『障がいがあるから』できない』を簡単に言う世界」ではなく、「『どうしたらできるようになるか』を考える世界へ」のお話の原体験になっている上原さんのお母様の以下のエピソードには、はっとさせられ、いつも胸を打たれます。

上原さんが小さかったころ、「友達のように、僕も自転車に乗りたい」とお母さんに言った時のことです。「両足に障がいがあって車いすを利用している人は、足でこぐ自転車には乗れないから無理だ」と言ってしまうがちだと思いますが、お母さんは「ちょっと待って（口癖だったようです）」と言って、今のようにネット検索はできない時代だったので、タウンページに載っていた自転車屋さん何十件に電話をして見つけてくれ、手でこげる自転車が群馬県の自転車屋さんから家に届いたのです。無理×【アイデア】は可能になっていくという上原さんのお話には、さまざまな障がいのありなしではない「共生社会」につながっていく多くの示唆を毎回強く感じさせられます。

本日は総合教育会議も行われますので、よろしくお願いします。

（１）協議（審議・検討）

山口教育長

議案第44号補正予算について、説明を求めます。

土屋教育課長

9月議会に上程予定の令和8年度一般会計補正予算（第4号）において、教育委員会が所管する内容について説明します。

（補正予算について説明）

山口教育長

この内容について、いかがでしょうか。

全委員

異議なし。

山口教育長

それでは、承認とします。

続きまして、議案第45号東御市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び東御市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

大塚保育係長

2つの条例の名称がありますが、まず「東御市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」については、定員19名以下の小規模保育施設等の認可基準を定める条例で、市内ではおひさまこども園がこの条例により市の認可を受けています。また、「東御市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」については、通称こども誰でも通園制度の認可基準を定める条例になります。

この改正は、令和6年6月に成立した「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」が令和8年12月25日に施行される前に、条例の基礎となる厚生労働省令及び内閣府令の一部改正があったため、これに伴い所要の改正を行うものです。

次に改正の概要です。家庭的保育事業者等及び乳児等通園支援事業者に「児童対象性暴力等の防止」及び「保育士等の児童等対象業務従事者の犯罪事実確認等の措置の実施」を義務づける規定を設けます。

施行期日は法律の施行と同じ令和8年12月25日と考えています。

小林職務代理

12月25日の施行とあわせて、従事者に対する研修の実施や子どもに対する不適切な行為を事業者が規定するよう、こども家庭庁から民間に通達が来ていますが、行政はやらなくてよいのですか。

大塚保育係長

保育の従事者に対する研修については、こども家庭庁で動画の研修資料が用意されていますので、順次受講するように各園に指示しています。また、不適切な行為の範囲や懲戒事由等を定め、それを従事者へ周知することとなっています。

小林職務代理

性犯罪の事実確認について、非常勤の職員はどうしますか。

大塚保育係長

公立保育園は、常勤か非常勤かを問わず、保育士や看護師、保育キーパーについては、研修や犯罪事実確認の対象になるべきではないかと考えています。

山口教育長

この内容について、いかがでしょうか。

全委員

異議なし。

山口教育長

それでは、承認とします。

続きまして、議案第 46 号令和 9 年度教育委員会事務局の組織及び分掌事務の改正について、説明を求めます。

土屋教育課長

市役所全体で検討している内容のうち、教育委員会の組織に関係するもので、企画振興部から提案されたものになります。まず、現状の課題を説明します。①補助執行とした文化・スポーツ振興課の業務については、維持保存や調査研究に係る業務が主となり、当初想定していた他分野との連携による業務の活性化や展開させていくなどのメリットは少なく、事務処理上の効率性が低下するデメリットが上回っていたことから、従前のとおり教育委員会部局で業務を執行することが望ましいと考えられます。②湯の丸高原の振興施策は、スポーツ部門と観光部門に二分化しており、効率化が図られないことが課題で、市民に対するスポーツ活動支援・健康推進という業務と、市外の方を呼び込むスポーツツーリズムとが混在し、目指すべきところが相違するため効率的な業務運営を図るうえで支障となっています。また、地域資源をつなぐ合宿としてのスポーツツーリズムは、今後さらに湯の丸を拠点とした市の魅力づくりを目指すうえでは、新たなスポーツツーリズムの仕組みづくりとともに一体的な組織体制の充実が必要となります。③地域づくり支援課は、社会教育や公民館などの補助執行業務と地域づくり業務との連携による相乗効果を期待しましたが、その性質の違いから十分な効果は得られていません。補助執行業務については、①と同様に、従前のとおり教育委員会部局で業務を執行することが望ましいと考えられます。④地域づくりの業務は、地区や区が抱える課題の解決が求められ、市民生活に直結する業務であるため、市民との関わりが大きい部署への移管が望ましいと考えています。

提案の具体的な内容ですが、①・③については法律の組織体系のとおり教育委員会部局で業務を執行する、②のスポーツツーリズムの振興については観光振興業務で推進する、④については生活環境業務と地域づくり業務を統合し、窓口及び事務処理の一元化を図ることで、先ほどの課題を解決しています。

①・③を教育委員会に移管する場合、現状の教育課と保育課の組織では対応しきれない規模になるため、社会教育課（仮称）を新たに創設、現在の教育課の名称は学校教育課（仮称）とし、3課体制で考えています。法律の職務権限のとおり、教育事務を教育委員会に戻したいというものですが、人権同和教育に関する部分のみは、補助執行として人権同和政策課が引き続き所管するという形で考えています。こちらは、昨年度移管して特に問題ありませんでしたので、そのまましていきたいと考えています。

山口教育長

この内容について、いかがでしょうか。

全委員

異議なし。

山口教育長

それでは、承認とします。

続きまして、議案第 47 号令和 7 年度教育委員会評価について、説明を求めます。

小林学校教育係長

7 月の定例教育委員会で進捗状況についてご説明させていただきましたが、その後、学識経験者 3 名の方からいただいた意見をまとめ、報告書を作成いたしました。内容につきましては、資料のとおりです。事業の実施内容や実績についてだけでなく、基本計画への評価についてもいただきました。

今年度の教育委員会評価は、基本目標の施策ごとに A・B・C 3 段階の評価を行いました。すべての項目で「B 概ね施策の方向性どおり取り組むことができた」となっていました。これに対して、資料のその他になりますが、「項目ごとに明確な評価基準がないために項目評価が B 評価になってしまう傾向にある。一定程度成果が予想を上回った場合は A 評価としたい」とのご意見をいただきました。評価についての内容は、政策、項目ごとにもいただいておりますので、それぞれの内容にあわせて評価の見直しを行いました。

見直しは 5 か所行い、まずは不登校対策の部分ですが、「不登校が減じない現状を受け止め、C が相当ではないか」といただきましたので、項目評価を C としています。続いて、多様な学びの場の提供についてと幼保小の連携については「充実してきている状況から、それぞれ A が相当」といただきましたので、項目評価を A に見直しています。続いて、学力向上については、「講師等の配置などの確な施策が講じられていることから A が相当」、また、地域の文化や伝統行事の継承については、「成果が見られることから A が相当」といただきましたので、こちらも項目評価を A にいたしました。

いただいたご意見を反映する形で報告書を作成いたしましたが、内容についてご審議をお願いします。今後につきましては、承認いただいた内容で、議会への報告とホームページの公表を行います。

富岡委員

東御市はサポートが充実していて、不登校になる前のサポートもあるので、C 評価は厳しいと感じます。

小林委員

確かに不登校の数は0にはなっていないですが、いろいろな先生方が関わっていたり、捉え方が変わってきていたりして、数字に表れていない部分でよい方向に向かっていると思います。C評価だと何もしていないと捉えられてしまう懸念があります。

五十嵐委員

不登校のお子さんはいますが、結果論ではなく、どのような取り組みをしたかという過程を評価して、C評価ではない方がよいと思います。

小林職務代理

完全不登校の数を減らすという目標の中で、それを達成できているのでA評価でよいと思います。

小林学校教育係長

それでは、不登校対策の部分について、A評価とします。

山口教育長

この内容について、いかがでしょうか。

全委員

異議なし。

山口教育長

それでは、承認とします。

続きまして、(2) 重点取組みに移ります。ア 不登校対応について、説明を求めます。

塚田指導主事

ア 不登校対応について、説明します。(個人が特定される情報は非公開)

7月の不登校等児童生徒報告があったのは、小学校44人、中学校76人です。そのうち、欠席日数が10日以内の児童は17人、生徒は16人でした。昨年度、集団不適応傾向が見られた児童生徒を中心に、各学校が丁寧に経過を追い、早期対応を心掛けていることが感じられます。

7月全欠の児童は1人、生徒は7人で、ちなみに6月全欠の生徒は13人でした。全欠の児童生徒は、家庭環境の調整が必要な場合が多く、子どもサポートセンターはじめ、外部機関の支援を受けています。また、昨年度まで全欠状況が続いている児童生徒に対して、今年度は外部機関の支援を求めたり、保護者と定期的に連携したり、SSRや東御市中間教室

の利用など、手を打てているケースが多くなっています。

8月の校長会では、各学校の「不登校・不登校対応体制」の成果と課題を見直し、令和9年度に向けてビジョンを構想するよう働きかけていきます。重点が2点あり、1点目は、児童生徒や保護者の状況に応じた対応策の引き出しを数多く持つ教職員集団作りをしてほしいということ、2点目は、不登校対応を中心になって進めていく教育相談コーディネーターが本来の役割を果たしているかどうかのチェックをしてほしいということです。こちらを中心に話をしたいと思います。

山口教育長

続きまして、いじめについて、説明を求めます。

宮下指導主事

いじめについて、説明します。（個人が特定される情報は非公開）

7月分について各学校から丁寧に報告がきています。今年度は「いじめ見逃し0」をお願いしている中での数字ですので、積極的に認知が進んでいると捉えていただければと思います。具体的な事案については資料のとおりです。今までだと報告がなかったかもしれないような事例まできちんと報告されているところが評価できると思います。中には、生徒指導事案だと感じるものもありますが、いじめの要素も内包しているのではないかとということで報告されていると思うので、否定するのではなく、各学校の取り組みを評価していくことが大事だと思います。

県の動きを少しお話ししますが、過日、いじめ対応についての緊急会議ということで、各学校の管理職は必ず出席するよう、心の支援課から連絡がありました。オンラインで3日間設定されており、市教育委員会から代表で参加しましたが、非常にわかりやすい内容でした。何が大事かという、いじめが発見された日はいじめの発生日ではないということで、これはとてもよい言葉だと思いました。発見した時点ですでに遅れているので、初期対応というのは即日対応がまず大事で、4点すべきことがあり、具体的な指示を示しながら話をされました。

全校参加しており、どこも伝わっていると思うので、それを先生方が徹底していけば、認知をより積極的にして今後に繋がるのではないかと感じました。その中で、気をつけていかなければいけないと思うのは、即日対応と解決を急ぐことは別問題であるということです。早く対応しなければいけないということで、謝罪をさせたり、問題を終わったことにしようという動きになってしまうと、うまく解決しないまま次に続いていくことになるので、事実が明らかになったところで改めて指導するという形にしていかなければいけません。報告を見ると、少し指導を急いでいるのではないかと感じる場所もあるので、今後の各学校の動きは大事に見ていきたいと思います。

小林職務代理

研修では、加害者、被害者双方の保護者対応についての内容がありましたか。また、加害者の親から被害者の親への謝罪についてはどうでしょうか。

宮下指導主事

双方の保護者に現状をきちんと伝えることが大事だという内容がありました。片方だけに伝えたことでトラブルが大きくなってしまったという事案も出して説明されていたので、各学校には伝わっていると思います。謝罪についてですが、いじめが謝罪によって解決するとは限らないという状況があります。

小林職務代理

西洋では、被害者の心のケアよりも加害者の心のケアを重視すると聞いたのですが、どうですか。

宮下指導主事

研修の中でその話は出てきませんでしたが、相手を軽んじる行為をしてしまう背景が必ずあるはずで、そこをケアしない限り、そのような事案は減少していかないと思います。ですので、加害者側のケアは大事にしていかなければいけないと感じています。

五十嵐委員

中学校は教科担任制で、いろいろ先生が変わりますが、いじめの問題があったときは、クラス担任以外の先生の中でも共有されるということですか。

宮下指導主事

共有される組織作りをするように今回も示されていました。限られたところに対応したり、その情報を知った教員が個人的な判断で対応したりして、失敗した事案が多くあるということが明確に出されていました。また、重大事案のうち、2/3 が起きた時点でいじめという判断がなく、いじめと判断があったものが 1/3 だったという衝撃的な数字も出されていました。いじめではないという判断に動こうとして、結果的には事が大きくなってから問題として上がってくることがあるので、きちんと管理職に伝えたり、組織として対応するというのを即日やるのが大事になります。研修を通して、共有するのは大切なことだと、各学校でも理解していると思います。

山口教育長

続きまして、(3) 報告に移ります。ア 教育課から報告をお願いします。

宮下指導主事

(ア)令和9年度「特色ある教育を支援する教員配置事業」の応募について、報告します。

昨年度もこの事業に申請し、結果は応募0でしたが、当市で力を入れている事業をアピールしていくことが大事だと思い、今年度も申請しました。「対話による学び」の推進ということで、朝鑑賞（対話鑑賞）のみならず、すべての教育活動の中で大事にして、課題である思考・判断・表現の力を伸ばしていきたい、ひいては20年後、30年後に、対話による問題解決を図れる市民づくりを目指したいという当市の方針も挙げながら申請をしています。今回は、このアピールポイントを各市町村で作るように指示がありましたので、このように作らせていただきました。写真ですが、「対話による学び」といっても、一斉の中で対話している授業風景ではなく、小グループで対話しているものを使いました。こちらは祢津小学校の朝鑑賞の様子ですが、先生が入っているグループだけでなく、子どもたちのみのグループも活発に学んでいる姿が写真でも窺えると思います。

所学校施設係長

(イ)令和7年度学校給食費の納入状況について、報告します。

令和7年度は、小学校、中学校合わせて2,128名に対して給食の提供を行っています。学校給食費の納入状況についてですが、8月12日現在で1名未納となっています。対応の状況ですが、今年度に入り、各月で分納を行っており、引き続き分納による納入を予定しています。10月頃までに完納予定と確認しております。

大塚保育係長

(ウ)プールの現状について、報告します。

まず、保育園のプールにつきましては、大きくても10m×8m程度の小規模のものになります。一番古いものは北御牧保育園で、設置から19年経過しており、一番新しいものは田中保育園で、設置から11年経過しています。材質はいずれも繊維強化プラスチックで、北御牧保育園のみ地上設置型の簡易的なものとなっており、他の4園は埋め込み式です。また、ろ過機の設置は北御牧保育園のみで、設置されていない4園につきましては、使用の度に水を入れ替える作業を行っています。これまでに確認されている主な不具合は、北御牧保育園で経年劣化による染み出しというレベルの水漏れになります。その他、全園で混合栓や排水バルブ等の経年劣化による故障が確認されているところです。

所学校施設係長

続きまして、学校の関係になります。6月の定例教育委員会で、北御牧小学校のろ過機が破損してしまい、水泳の授業をどうするかを報告させていただいたことを発端として、他の小中学校についても、どのような状況かをまとめた資料となります。今回は各学校へのヒアリングの際に、施設を確認するとともに、「今後の学校プール施設とプール学習のあ

り方に関する実態調査」というものが行われており、その内容も載せています。令和7年度の水泳学習実績、プール施設の不具合等の詳細は資料のとおりです。

北御牧小学校について、ろ過機故障後の対応ですが、小プールは水の入替、職員による清掃、塩素剤の投入を行い、低学年が使用しました。高学年については、北御牧中学校と同様にアクティブセンターを利用しました。

ろ過機の更新には1基 30,000 千円ほど費用がかかり、「今後の学校プール施設とプール学習のあり方に関する実態調査」によると、ろ過機以外の不具合も多く確認されている状況であるため、各学校のプールを維持更新するためには、さらに費用がかかることが想定されています。北御牧中学校においては、すでに学校プールは廃止されており、アクティブセンターを利用して水泳の授業を行っています。委託料は、各学年10コマほどで、年間約1,200 千円です。同様に北御牧小学校においても、6学年すべてアクティブセンターを利用した場合は、年間2,600 千円ほど費用がかかり、ろ過機の更新費用30,000 千円と比較すると、約11年はアクティブセンターで委託を行えると考えています。アクティブセンター利用のメリットとデメリットがありますが、メリットとしては、プールを管理する必要がないこと、屋内であるため天気に左右されないこと、学校プール施設更新の必要がないことです。デメリットとしては、利用時間の制約により水泳の授業期間が長くなること、送迎の必要があること、委託料がかかること、施設側との利用調整により授業コマ数が減る可能性があることですが、基本的には委託も含めて検討していく方向性で考えております。

岡田委員

施設を管理していく中で高額な費用がかかるというのは理解できましたが、水泳の授業の目的として、子どもたちが自分の命を守ることでもあると思うので、そのような学びの機会が減らないようにいろいろと工夫してできたらよいと思います。また、北御牧地区は特にため池が多く、昔からため池や川での事故があるので、水難の際にどのように自分の身を守るかという学びも水泳の授業を通してできるように、市全体で考えていけたらよいと思います。

五十嵐委員

昨年度、北御牧小学校に訪問した際に、子どもたちからの要望で、プールサイドで熱いところがあるという意見がありました。今後数年の見通しも大事ですが、まずはプールサイドの足場の遮熱処置や日よけ設置等の対応をしていただきたいと思います。

土屋教育課長

(イ) 国道18号田中横断歩道橋の事故について、報告します。

7月29日に、田中横断歩道橋において、大型トラックが歩道橋に接触し歩道橋が傾くと

いう事故が起きました。これを受けて、同日に長野国道事務所から歩道橋を撤去すると
の連絡がありました。当日の通行止めから撤去にかかる状況及びその後の学校・市教育委
員会の対応については資料のとおりです。

今後の予定ですが、通学路変更に伴い、街頭交通安全指導ということで、学校、PTA、地
元の方に県交差点に立っていただきます。警察では、横断歩道線を拡幅し、信号機の調整
を検討中とのことです。長野国道事務所では、歩道橋の復旧を対応いただきますが、数年
かかるとの見通しです。

小林学校教育係長

(オ) 東御市部活動地域移行検討委員会設置要綱の一部改正について、報告します。

現行では、設置期間が令和8年3月31日までとなっており、昨年度末で終了になってし
まうため、令和9年3月31日まで延長しています。令和8年3月31日付けで改正させて
いただいています。

山口教育長

続きまして、イ 保育課の報告をお願いします。

大塚保育係長

(フ) 公立保育所の副食費改定の検討状況について、報告します。

前回の定例教育委員会におきまして、公立保育園の副食費の値上げを検討しているとい
う内容をご説明しました。この件につきまして、先月開かれました東御市子育て支援審議
会に諮問させていただき、同日に、段階的に副食費を引き上げることは妥当であるとの答
申をいただきました。ただ、そのうえで低所得者への配慮等を求める付帯意見もいただい
ております。

山口教育長

続きまして、ウ 地域づくり支援課の報告をお願いします。

原澤公民館長

(ヘ) 夏休みジュニア・チャレンジ講座の実施結果について、報告します。

夏休み期間中に、ジュニア・チャレンジ講座を行いました。出前講座という形にして今
年で6年目になりますが、このスタイルが定着し、保護者、子どもたちに受け入れられた
かと思います。また、学校の先生方にも定着してきたと感じています。

今年の講座内容及び参加者数は資料のとおりです。例年通りローテーションして、昨年
とは違う内容にしました。柗津小学校で実施した「パスタで橋を作ろう」という講座は、
今年新設した講座になります。講座の内容については、参加者等を見ながら入れ替えるな

ど工夫をしております。

今年度はほぼすべての講座で定員いっぱい、またはオーバーとなりました。夏休み中に学校のプール開放がなくなり、ラジオ体操を中止しているところもあるので、保護者や子どもたちは何か活動する場がほしいという気持ちがあり、その裏返しではないかと思えます。過去に実施した講座の中で、とてもよい親子関係ができている、あるいはコミュニケーションが取れているという手ごたえがありましたので、親御さんへの参加も積極的に呼びかけたところ、今年度は 62 名の保護者がお子さんと一緒に参加しています。参加型になるように講師の先生にもお願いし、一緒に楽しめる部分を作っています。また、学校の負担を軽減するという立場で運営もできています。

このように小学校を会場にして夏休みに公民館講座を行う取り組みは非常に少ないとのことで、県の方で取り上げていただき、田中小学校で行った講座を 30 名を超える参加者に公開することができました。

山口教育長

それでは、8 月度定例教育委員会を閉会します。